

# 総務建設常任委員会協議会 説明資料

令和6年5月22日

農業委員会委員の任命について

## 資 料

|   |                                   |     |
|---|-----------------------------------|-----|
| 1 | 概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・        | 1   |
| 2 | 大磯町農業委員会委員の現況・・・・・・・・             | 1   |
| 3 | 新たな任命期間・・・・・・・・・・・・・・・・           | 1   |
| 4 | 農業委員の選定の仕方・・・・・・・・・・・・            | 1   |
| 5 | 選定後のスケジュール・・・・・・・・・・・・            | 2   |
|   | 参考・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・        | 2   |
|   | 大磯町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例 | 3   |
|   | 農林水産省資料抜粋・・・・・・・・・・・・・・・・         | 4～5 |

農業委員会事務局

# 農業委員会委員の任命について

## 1 概 要

農業委員会委員の任命は、「農業委員会等に関する法律」（昭和 26 年法律第 88 号）に基づき、任期は 3 年間、定数は条例で 14 名と定め、市町村長が議会の同意を得て任命するものとなっており、現在の任期は、令和 6 年 8 月 24 日までとなり、任期満了を迎えるにあたり、新たな委員の任命を行っていききたいものです。

## 2 大磯町農業委員会委員の現況

○委員数：14 名

「大磯町農業委員会委員及び農地利用再適化推進委員の定数を定める条例」（資料 3 頁参照）に定めているとおり。

○委員構成：

委員には、「農業委員会等に関する法律」（昭和 26 年法律第 88 号）にて以下の①～③の任命要件がある。

- ① 原則、過半数を認定農業者とする（緩和要件あり）
- ② 中立委員（利害関係を有しない者）を 1 名以上入れる
- ③ 青年、女性の積極的な登用

認定農業者：3 名

中立委員：2 名

年 齢：50代 1 名、60代 3 名

女 性：2 名

○任 期：3 年間（令和 3 年 8 月 25 日から令和 6 年 8 月 24 日まで）

○議会同意：令和 3 年 6 月定例会

## 3 新たな任命期間

令和 6 年 8 月 25 日から令和 9 年 8 月 24 日まで

## 4 農業委員の選定の仕方

① 候補者の公募（地域の農業者または農業団体からの推薦 または 自薦）

- ・ 応募者：16 名（推薦 11 名、自薦 5 名）

②「農業委員会等に関する法律」(昭和26年法律第88号)に基づく農業委員の任命要件

- ・ 原則、過半数を認定農業者とする(緩和要件あり)  
認定農業者：3名(元を含め)
- ・ 中立委員(利害関係を有しない者)を1名以上入れる  
中立的立場：3名
- ・ 青年、女性の積極的な登用  
65歳未満：4名  
女 性：2名

③ 前記①の応募者から②の任命要件などを鑑み、評価委員会を開催し、最終的に14名を選定

- 認定農業者：3名(元を含め)《現行は3名》
- 中立委員：2名《現行は2名》
- 65歳未満：4名(50代1名、60代3名)《現行は6名》
- 女 性：2名《現行は2名》

## 5 選定後のスケジュール

6月議会定例会において、農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)に基づき、14名の農業委員会の任命について、議会同意を求める議案の提案を予定。

**参 考** 農業委員会の概要 詳細は、4、5頁の農林水産省資料抜粋を参照

### ○ 設置目的

農業委員会は、農地法に基づく農地の売買・賃借の許可、農地転用案件の意見具申などを中心に農地に関する事務を執行する行政委員会として市町村に設置される。

### ○ 設置基準

原則、市町村に1つ設置され、全国1,750市区町村のうち、1,708市区町村で設置

### ○ 農業委員会 役割

農業委員会総会を毎月開催し、法令に定められた審議・決定や県知事に意見具申を行います。

① 法令に基づく農地の貸し借りや売買について審議・決定を行う

② 農地法に基づく農地転用案件について県知事に意見書を提出する

また、農地の利用状況について調査を実施して、耕作放棄地対策や違反転用の指導を行います。

大磯町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例（平成29年12月15日大磯町条例第12号）

最終改正:

改正内容:平成29年12月15日大磯町条例第12号 [平成30年8月25日]

○大磯町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例

平成29年12月15日大磯町条例第12号

大磯町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第8条第2項の規定に基づく大磯町農業委員会の委員の定数及び同法第18条第2項の規定に基づく農地利用最適化推進委員の定数を定めるものとする。

(農業委員の定数)

第2条 農業委員の定数は、14人とする。

(農地利用最適化推進委員の定数)

第3条 農地利用最適化推進委員の定数は、4人とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年8月25日から施行する。

(大磯町農業委員会の選挙による委員の定数条例の廃止)

2 大磯町農業委員会の選挙による委員の定数条例(昭和30年大磯町条例第31号)は、廃止する。

(大磯町特別職職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 大磯町特別職職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和47年大磯町条例第20号)の一部を次のように改正する。

別表中

「

|         |            |    |  |
|---------|------------|----|--|
| 農業委員会委員 | 月額 20,300円 | 同上 |  |
|---------|------------|----|--|

」

を

「

|             |            |    |  |
|-------------|------------|----|--|
| 農業委員会委員     | 月額 20,300円 | 同上 |  |
| 農地利用最適化推進委員 | 月額 20,300円 | 同上 |  |

」

に改める。

# 1 農業委員会制度の概要

○農業委員会は、農地法に基づく農地の売買・貸借の許可、農地転用案件への意見具申などを中心に農地に  
関する事務を執行する行政委員会として、市町村に設置。

## 参考：根拠法律

農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)

第3条 市町村に農業委員会を置く。

地方自治法(昭和22年法律第67号)

第202条の2

4 農業委員会は、別に法律の定めるところにより、農地等の利用関係の調整、農  
地の交換分合その他農地に関する事務を執行する。

## 農業委員会



○市町村の行政機関である  
が、市町村長の指揮監督  
は受けない。

○農業者の代表などからな  
る農業委員の話し合いで  
運営。

## 農業委員会の設置基準

○原則として市町村に1つ設置(必置)

### <例外>

- 農地のない市町村には、農業委員会を置かない。
- 農地面積が著しく小さい場合(都府県200ha以下、北海道800ha以  
下)は置かないことができる(設置するか否かは市町村が選択)。
- 農地面積が著しく大きい場合(農地面積7,000haを超える場合)等  
は、区域を2以上に分けて、その各区域に農業委員会を置くことがで  
きる。



### <農業委員会設置の意義>

- 農地制度に関する業務執行の全国的な統一性、客観性の確保。
- 市町村長から独立した行政委員会として、公平、中立に事務を実施。
- 農業者の自主的な組織として、地域の農地の利用調整(農地集積  
や紛争の仲裁など)に積極的に取り組む。

## 農業委員会の設置状況

全国1,750市区町村のうち、1,708市区町村で1,732の農業  
委員会を設置

農業委員会を設置して  
いない市区町村数

42

農業委員会を設置して  
いる市区町村数

1,708

農地がな  
い

14

農地面積が  
設置基準に  
満たない

28

農地面積が  
設置基準に  
満たないが  
設置

182

区域内に  
1つ設置

1,513

区域内に  
複数設置

13  
(37農委)

農林水産省経営局構造改善課調べ(平成22年10月1日現在)

### 3 農業委員会の業務

○農業委員会は、①農地の売買や貸借の許可、②農地転用案件への意見具申、③遊休農地の調査・指導などの農地に関する事務を執行。

#### ① 農地の売買や貸借の許可

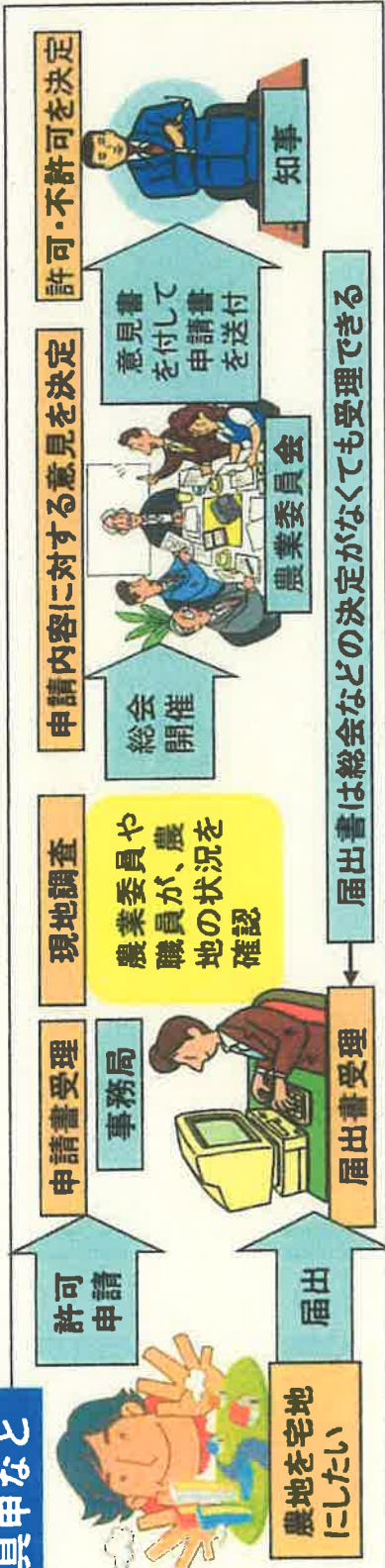
農業委員会は、農地法に基づき農地の売買や貸借の許可権限を有する。



#### ② 農地転用案件への意見具申など

農業委員会は、農地転用の関し次の事務を担う。

- 知事許可に際して、意見書を付して申請書を知事へ送付
- 市街化区域内での農地転用に係る届出書の受理



#### ③ 遊休農地の調査・指導

農業委員会は、区域内の農地の利用状況を調査し、農地が遊休化している場合には、農地所有者に対し指導を実施。

